

平成28年度版

# 集落営農法人のすすめ

(第5版)



平成29年 3月

山口県集落営農法人連携協議会

山口県地域農業戦略推進協議会

## 「集落営農法人」とは

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し（「集落ぐるみ」、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や農業経営の効率化を行うために設立された法人であり、以下の組織を指します。

- 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定される特定農業法人（過去に該当したものを含む）

又は

- 話し合い活動により集落内の相当面積の集積を決定し、当該集落の相当数の農家が参加して設立された法人

## はじめに

中山間地域が7割を占め、他県に比べて担い手の減少・高齢化が進んでいる山口県では、「集落の農地は集落で守る」という理念のもと、地域リーダーの皆様をはじめ関係者が一体となって集落営農法人づくりを進めてきました。

この結果、240を超える集落営農法人が県内各地域に設立され、そのうち山口県集落営農法人連携協議会に参画している法人は、平成20年度の同協議会設立当初の68法人から192法人（H29.1現在）までになりました。

現在、農業を取り巻く情勢はさらに厳しさを増しておりますが、一方で安心・安全な県産農産物の安定供給に対する県民の皆様の期待は大きく、また、集落営農法人等の法人経営体が就業の場として注目され若者を中心に農業を志す動きが広がっており、さらには複数の法人が連携して若者を受け入れるための体制づくりをめざす動きも拡がりつつあります。

こうした時代だからこそ、集落の力を結集し、新たな法人の結成を進めるとともに、法人同士で手をたずさえて、経営規模の拡大や複合化、機械の共同利用や新事業展開に向けた法人間連携の強化、後継者の確保・育成による経営継承など、法人が抱える課題の解決に向けた取組を推進し、難局を乗り切ってまいりましょう。

平成29年3月

山口県集落営農法人連携協議会  
会長 山本 勉生  
山口県地域農業戦略推進協議会  
会長 山本 伸雄

# 集落営農法人のすすめ 目次

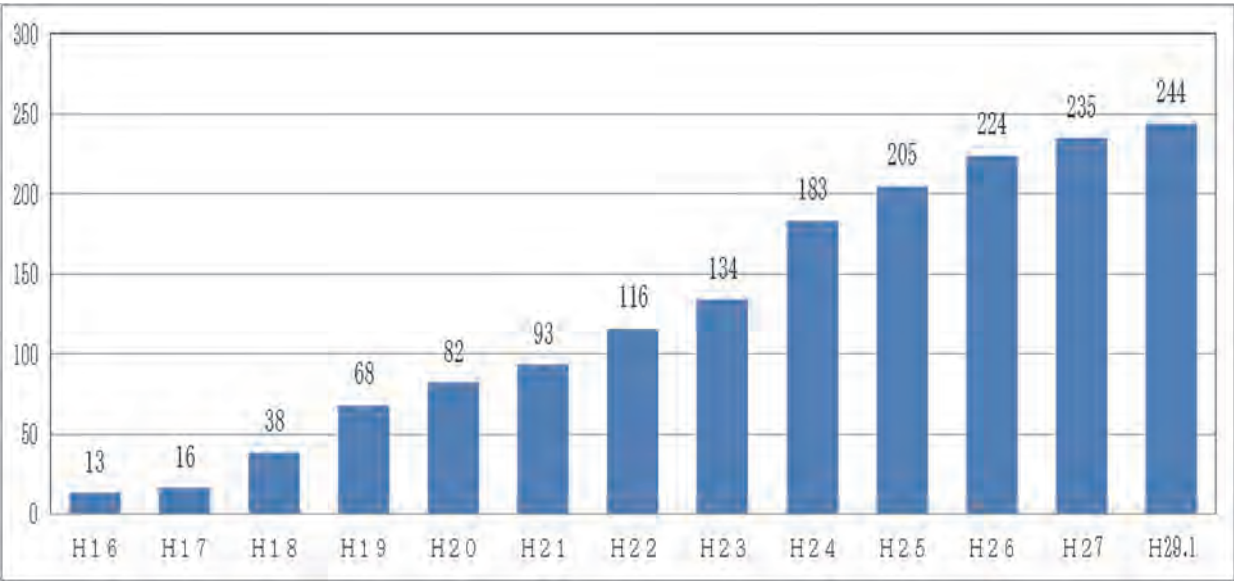
1	山口県における集落営農法人の設立状況	1
2	山口県の農業・集落の現状	
	(1) 担い手の減少・高齢化や耕作放棄地増加などの動き	2
	(2) 過去5年間ににおける農業の構造改革の進展	4
3	法人化の必要性	
	(1) 個別経営体の問題点	6
	(2) 集落営農の法人化の考え方	8
	(3) 法人化のメリット	10
4	県内の集落営農法人の現状	
	(1) 経営状況の推移	13
	(2) 平成27年度決算	14
5	集落営農法人の発展方向	
	(1) 経営の複合化	16
	(2) 人材の確保・育成	18
	(3) 多様な経営展開の方向	21
	(4) 法人間連携の強化	22
	<参考1>山口県集落営農法人連携協議会について	24
	<参考2>農業経営基盤強化準備金制度の概要	26
	<参考3>農地中間管理事業の活用	28
	<参考4>社会保険への加入	29
	<参考5>任意組合で取得した機械を法人化により引き継ぐ場合の留意事項	30
	<参考6>経営所得安定対策	31

# 1 山口県における集落営農法人の設立状況

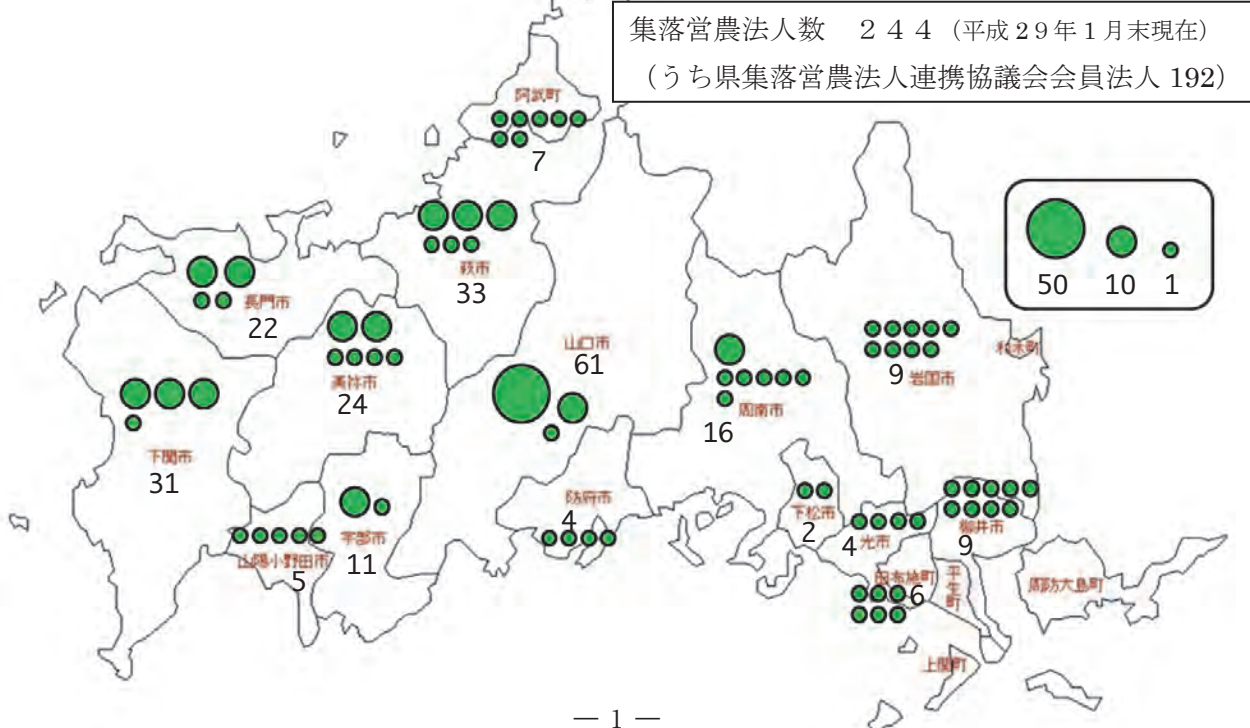
**本県では集落営農法人が年々増加しています。**

○ 集落営農法人の推移

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H29年1月末現在
集落営農法人数	82	93	116	134	183	205	224	235	244



○ 集落営農法人の分布状況



## 2 山口県の農業・集落の現状

### (1) 担い手の減少・高齢化や耕作放棄地増加などの動き

#### ア 農業の担い手

**担い手の減少・高齢化が全国でもいち早く進んでいます。**

#### ○ 農業就業人口（販売農家）

項目	平成17年	平成22年	平成27年	備考
農業就業人口	47,446人	35,201人	28,306人	△6,895人(H22→H27)
うち65歳以上の割合	69.1%	75.6%	76.9%	全国平均63.5%(H27)

出典：農林業センサス（確定値）

#### ○ 基幹的農業従事者

項目	平成17年	平成22年	平成27年	備考
基幹的農業従事者数	30,974人	28,133人	23,331人	△4,802人(H22→H27)
うち65歳以上の割合	73.1%	77.2%	80.6%	全国平均64.6%(H27)
平均年齢	69.0歳	70.9歳	71.6歳	全国平均67.0歳(H27)

出典：農林業センサス（確定値）

**他県に比べて同居後継者のいる農家が少なく、5戸に4戸は同居後継者が不在の状況になっています。**

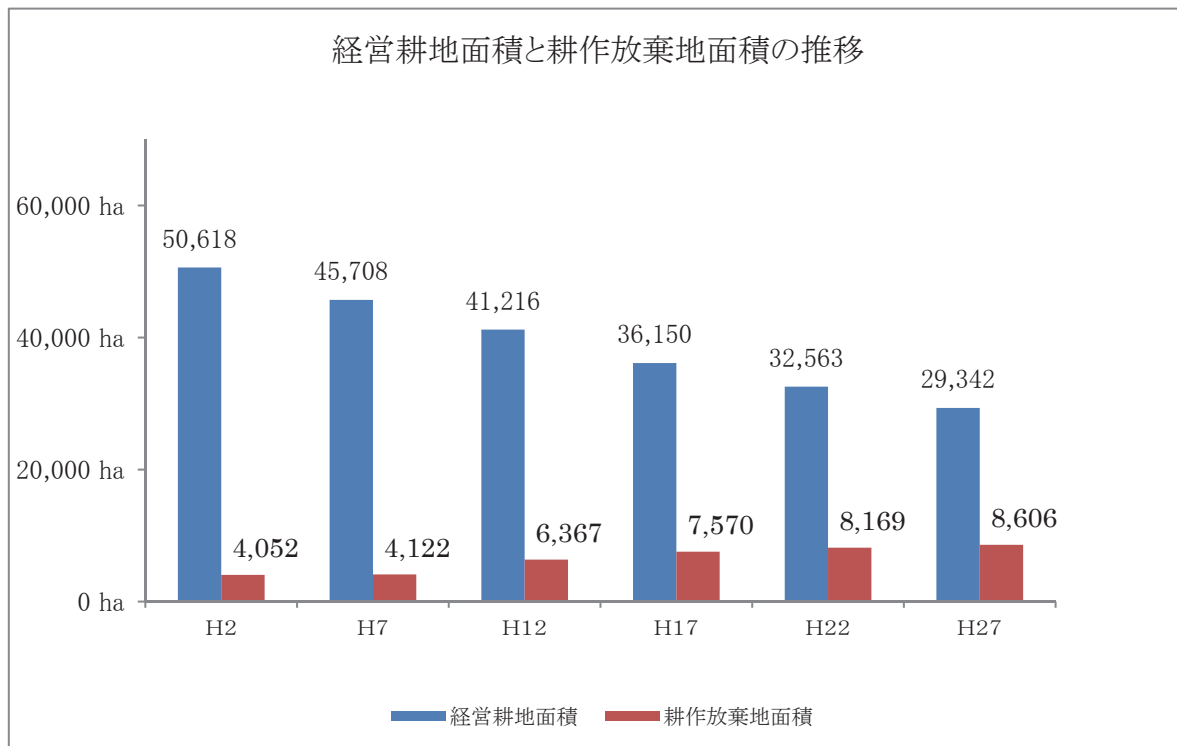
#### ○ 同居農業後継者がいる農家の割合

県名	平成17年	平成22年	平成27年	備考(H22→H27)
全国	44.2%	41.4%	29.9%	△11.5%
島根県	44.0%	42.5%	33.2%	△9.3%
広島県	37.6%	35.1%	25.1%	△10.0%
山口県	33.6%	30.4%	21.0%	△9.4%

出典：農林業センサス（確定値）

## イ 農地の状況

**依然として、経営耕地面積は減少し、耕作放棄地は増加する傾向にあります。**



農林業センサス（確定値）

## ウ 農山村地域の状況

**農山村地域の人口（非農家を含む）は今後も減少が予想され、不在地主の増加により農地の利用（利用権設定等）が困難になることが考えられます。**

### ○ 不在地主

K集落営農法人（山口農林事務所管内）の利用権設定の相手方

総数	同一地区内	地区外	内訳			
			県内	広島	近畿	東海
149 件	120 (81%)	29 (19%)	19	4	5	1

出典：公益財団法人 やまぐち農林振興公社

## (2) 過去5年間ににおける農業の構造改革の進展

### ア 法人経営体の増加

**この5年間に、農業経営体全体は高齢農家のリタイアなどから21.5%減少しましたが、法人経営体は63.2%増加し、全国平均の増加率(25.3%増)を大きく上回りました。**

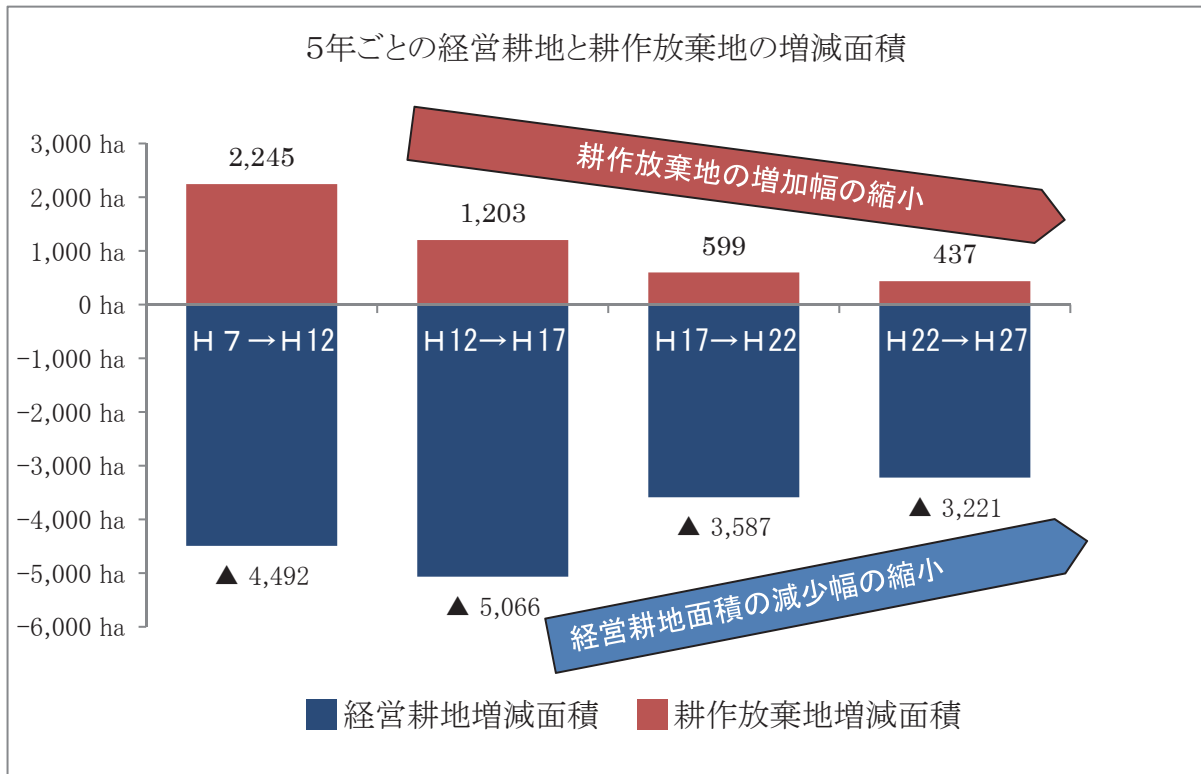
#### ○ 農業経営体（個別経営体及び組織経営体）

項目	H22	H27	増減率	
			山口県	全国
農業経営体	27,272経営体	21,417経営体	△21.5%	△18.0%
うち法人化	250経営体	408経営体	+63.2%	+25.3%
うち農事組合法人	94経営体	207経営体	+120.2%	+53.1%

出典：農林業センサス（確定値）

### イ 経営耕地面積と減少幅と耕作放棄地の増加幅の縮小

**経営耕地面積の減少幅、耕作放棄地の増加幅は、過去20年間で最も少なくなりました。**



出典：農林業センサス（確定値）



## ウ 担い手への農地集積

**農地集積の促進により、5 ha 以上の農業経営体の集積面積の割合は増加しました。**

項目	H 2 2	H 2 7
5 ha 以上の農業経営体の集積面積割合	23.5%	33.5%

出典：農林業センサス（確定値）

## エ 40歳未満の農業就業人口の増加

**農業就業人口全体は減少しましたが、40歳未満については増加しました。**

**全国でも40歳未満の農業就業人口が増加したのは6県のみです。**

### ○農業就業人口（全体、40歳未満）

項目	H 2 2	H 2 7	増減率	
			山口県	全国
農業就業人口	35,201人	28,306人	△20%	△20%
うち40歳未満(※)	914人	976人	7%	△20%

※ 自営農業に従事した世帯員の調査であり、法人など組織経営体の従事者は含まれません。

出典：農林業センサス（確定値）

### 3 法人化の必要性

#### (1) 個別経営体の問題点

##### ア 低コスト化の必要性

**農業機械の減価償却費などの経費は依然として全国平均よりも高い状況にあります。**

#### ○個別経営の水稲経営の収支

(単位：円/10a)

	全国平均	山口県平均
粗収益	111,149	100,870
生産費	130,041	150,224
うち機械関連費	23,683	52,702
うち労働費	35,884	39,581
収支	△18,892	△49,354
経営概況 水稲規模	154 a	104 a
単収	528 kg	450 kg

出典：平成25～26年山口農林水産統計年報（25年産）

#### ○個別経営で水稲用農業機械を新規に揃えた場合(1ha規模)

機械の種類		価格（千円/台）
トラクター	乗用、車輪式、20～24馬力、キャビンなし	2,322
動力田植機	4条、乗用	1,296
背負動噴	13リットル	70
コンバイン	2条 グレンタンク	2,830
乾燥機	18石 循環型熱風式	1,147
籾摺機	揺動式 ロール幅3インチ	664
計量選別機	計量重量 30kg	333
合計		8,662

農林総合技術センター就農・技術支援室作成

1ha規模の個別経営で水稲用農業機械を一式そろえた場合、8,662千円の投資になります。機械の耐用年数7年から、毎年1,237千円を償却費として計上することになります。

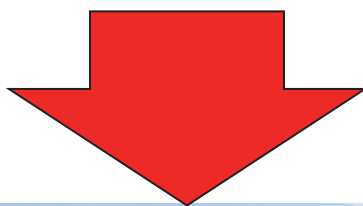
## イ 後継者確保の必要性

**たとえ認定農業者の方であっても、後継者が確保できているとは限らない状況です。**

### ○認定農業者の経営継承の状況（60歳以上の個別経営者）

年 齢	回答者数	経営継承の取組	
		決まっている	決まっていない、または無回答
60～64歳	25人	12人 (48%)	13人 (52%)
65～69歳	35人	14人 (40%)	21人 (60%)
70歳以上	31人	20人 (65%)	11人 (35%)
計	91人	46人 (51%)	45人 (49%)

農業経営改善計画の達成状況に関するアンケート調査(平成26年度)



**これまで皆さんが守ってこられた農地、集落をどのようにして次の世代に継承していくか、真剣に考えていく必要があります。**



## (2) 集落営農の法人化の考え方

# 集落を次世代に引継ぐために「集落営農」を！

集落を取り巻く外部の環境	集落内部の環境
<ul style="list-style-type: none"><li>○農産物価格の低下・資材等コストの上昇</li><li>○全国的な人口減少</li><li>○米政策の見直しなど農政の転換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○農業者の高齢化</li><li>○耕作放棄地の発生</li><li>○不在地主の増加の懸念</li><li>○個別経営（家族経営）での赤字体質</li><li>○農業機械への過剰投資</li></ul>



### 集落を自分たちで守る取組が急がれる

現状認識の共有化 → みんなで集落の将来を考えよう。  
(人・農地プランの活用)

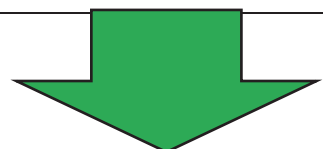
集落に住み続ける手段は

- 個別経営（家族経営）は赤字を出し続けて継続可能か
- 集落の生活環境を維持できるか
- 農地の資産価値を守れるか



### 集落の農地を守り、次世代へ継承できる「集落営農」の取組

- 損をしない水田農業のしくみづくり
- 安心して集落で暮らせるしくみづくり
- 跡を継ごうとする者が円滑に引き継げるしくみづくり



**集落営農とは、農地の荒廃を防止し、集落のくらしを維持するために、合理的で効率的な農業経営を行う相互扶助の仕組み。**

## ➡ 集落を次世代に引継ぐために・・・

＜既に法人化した集落では、さまざまな取組が行われています＞

### ● 集落内の他産業定年退職者の参画促進

農作業のほか、会社勤務時代に培った技能を活かした役割分担  
(例：経理、機械整備など)

### ● 集落内の後継者や女性の参画促進

世帯主だけでなく、同居の後継者なども法人構成員に加え、早いうちから法人経営への関心を高めてもらう取組  
(例：後継世代や女性の仲間づくりにもつながる活動など)

### ● 集落外からの若者の受入れ

農業大学の卒業生などの若者の雇用、近隣に自営就農した若者との協力関係の構築（機械貸出しや労力提供などの相互支援）

など



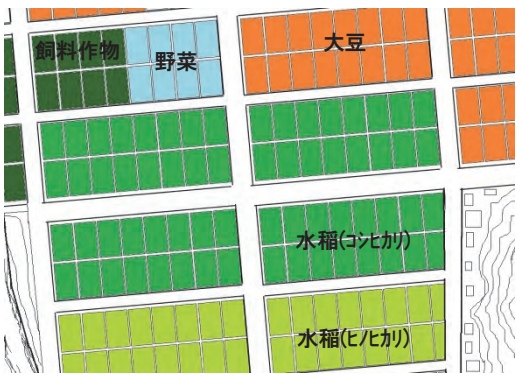
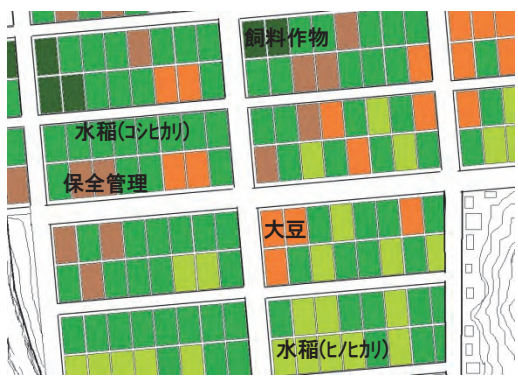
### (3) 法人化のメリット

## 法人化とは


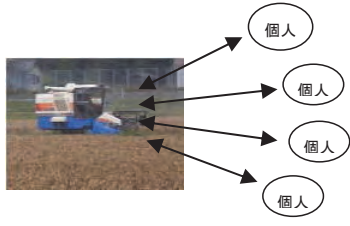
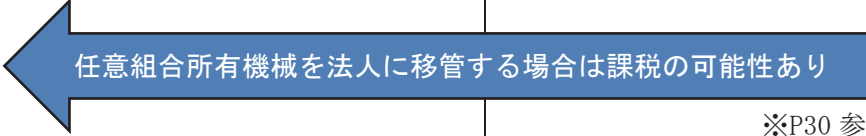
一定の目的のために結合した人の集団（任意組合）が、法律に基づく所定の手続き（登記等）を行って、個人（自然人）と同じように法律上の権利義務の主体となることが認められること（民法 33 条～84 条の 2）

**法人化によって取得した権利を活用し、任意組合の運営面での困難性を解消することが可能です。**

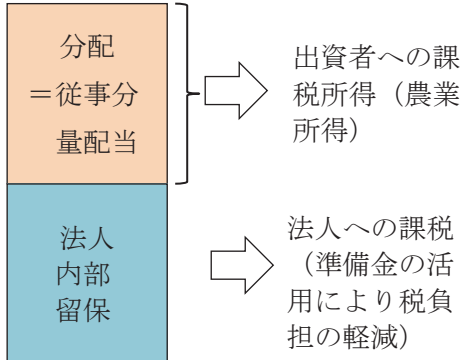
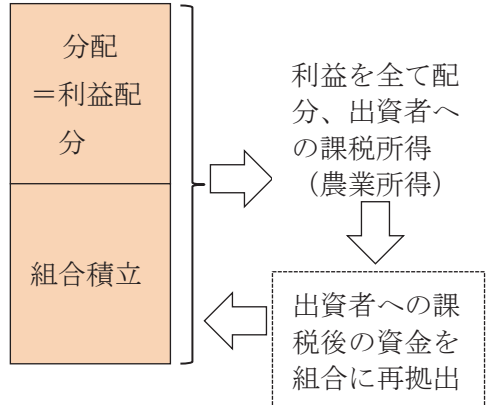
☆ 法人は農地の利用・所有ができる権利を有する

区分	法人組織（農業の経営）	任意組合（作業受託）
農地の保有と活用	<p>○農地の利用権・所有権の設定が可能。</p> <p>→不在地主等の農地を法人が利用権・所有権設定し荒廃防止に対応できる。</p> <p>○利用権の設定により、栽培作物の団地化など農地の効率的な利用が行いやすくなる。</p>	<p>○農地の利用権・所有権の設定ができない。 作業受託のみ可。</p> <p>→利用権・所有権の設定を個別農家で対応しなければならず、不在地主がでた場合、<u>特定の個人に負担</u>がかかる。</p> <p>○利用権の設定ができない、農地の利用調整が難しい。</p> <p>→作物の団地化など生産性の向上を図りにくい。</p>
		

☆ 法人は、機械・施設を保有できる

区分	法人組織（農業の経営）	任意組合（作業受託）
機械・施設の保有	<p>○法人として機械・施設の保有が可能。</p> <p>→法人資産として安定した利用が可能。</p> 	<p>○機械・施設は構成員の共有名義による所有。</p>  <p>個人の共有名義資産</p>
		
		※P30 参照

☆ 法人は設備投資等に必要な資金を内部留保できる（税負担も軽減）

区分	法人組織（農業の経営）	任意組合（作業受託）
利益処分	○ <u>法人として課税</u> される。	○ <u>構成員に課税</u> される。
課税・内部留保	○ <u>従事分量配当（農事組合法人に限る）を行った後、納税し余剰分の内部留保が可能。</u>	○団体の利益は構成員に <u>全額分配</u> （納税後に各人の同意を得て資金積み立ては可能）。
準備金制度の活用 ※P26 参照	<p>○<u>活用が可能</u>（認定農業者・特定農業法人対象）。</p> 	<p>○<u>活用できない。</u></p> 

☆ 法人化によるその他の利点

区分	法人組織（農業の経営）	任意組合（作業受託）
負債（借入金）への対応	○法人名義での借入が可能。 （役員は有限責任であるが、連帯保証を求められる可能性あり）	○任意組合での借入はできないため、組織代表者等が一括借入。
後継者の受入	○雇用関係が明確になり、受け入れ態勢が整いやすい。 （法人の社会保障制度に加入することができる）	○個人の社会保障制度と同じ。
売れる農産物づくり	○栽培管理の統一による均一な農産物の生産  →技術力のある栽培責任者を選定することで、適切な作業の判断を行いやすい。  →機械操作など個々の能力に応じた役割分担で、作業の徹底を図りやすい。  →実需者が求めるロットの確保を図りやすい。	○作業受託のみの場合、栽培管理は個別管理





## 4 県内の集落営農法人の状況

### (1) 経営状況の推移

県内集落営農法人の経営分析結果（集落営農法人経営分析システム：戦略協）です。

平成 26 年は米価下落の影響が顕著でしたが、平成 27 年は各種指標値が回復基調にあります。米価の回復傾向もありますが、各法人において栽培品目の見直しや生産拡大など様々な経営努力が行われた結果であり、作付面積当たりの売上高が増加しただけでなく、集落への還元額（労務費や小作料(地代)など法人構成員や従業員に支払われた額）も増加しています。

個別水稻経営が赤字である状況を考えると、集落営農の法人化によって経営改善が図られていることがわかります。

#### ○ 分析対象法人の概要

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
対象法人数	56	63	68	104	135	134	130
平均構成員数	35	34	41	34	38	38	40
平均作付面積 (ha) ※延べ面積	29.8	22.5	28.9	23.7	26.7	32.2	29.2

#### ○ 集落営農法人の経営指標（生産性及び利益還元、中央値）

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
構成員 1 人当たり 売上高 (円)	623,952	538,003	509,526	640,131	559,375	453,408	495,317
作付面積 10 a 当たり 売上高 (円)	82,167	80,296	69,377	79,396	71,730	59,133	68,230
作付面積 10 a 当たり 構成員還元額 (円) 【(労務費、支払小作料、 ほ場管理費、組合員農機 借上料、役員報酬、給与 手当) / 作付面積】	41,659	43,326	31,580	38,987	38,626	28,563	33,509
1 人当たり構成員 還元額 (円)	320,028	290,293	285,463	312,057	286,589	225,947	254,506

(2) 平成27年度決算（平均像）

○ 財務状況

単位：千円

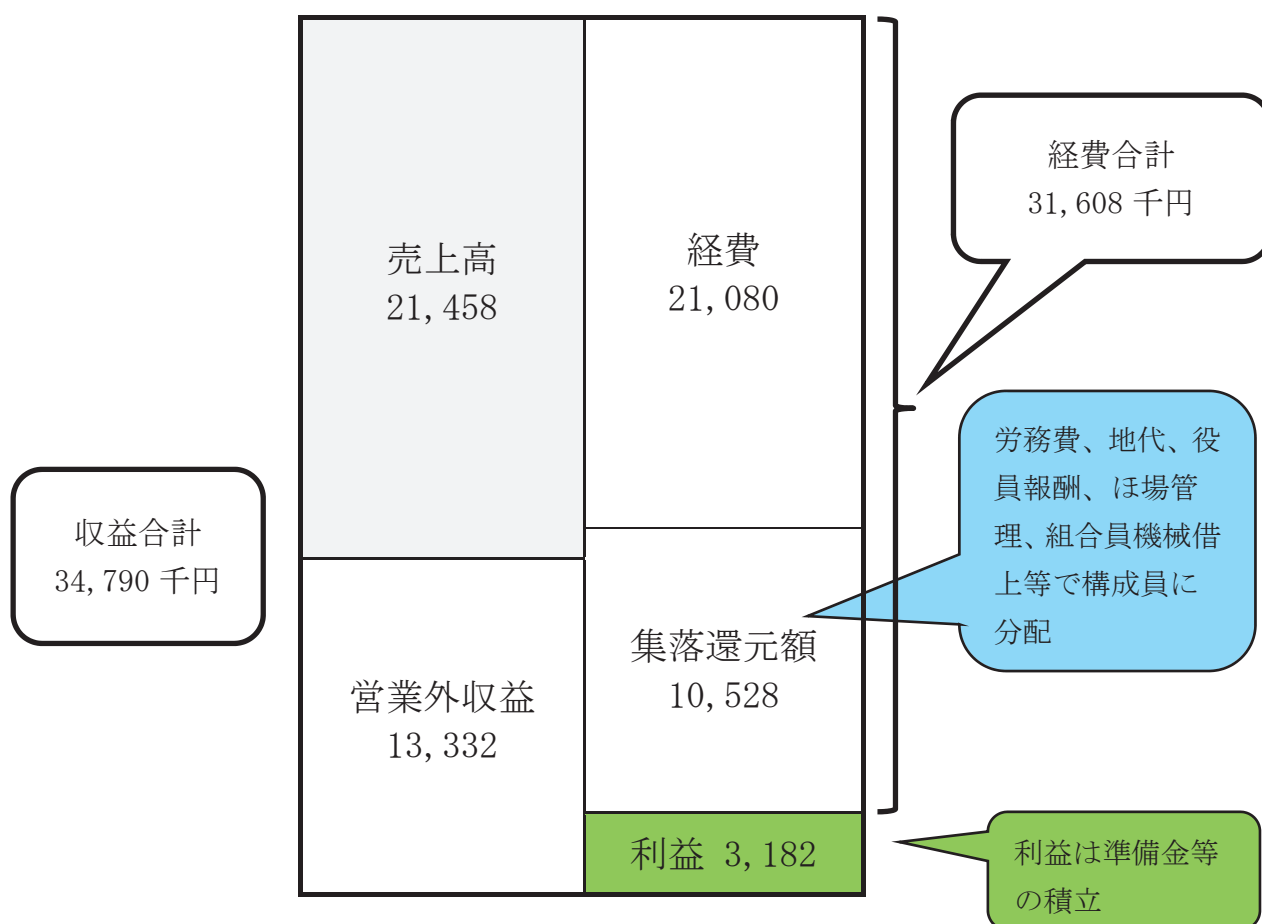
資産 34,700	流動資産 23,713	負債 13,613	流動負債 4,605	
	固定資産 10,914		固定負債 9,008	
		繰延資産 73	純資産 21,087	出資金 3,543
			準備金等 6,970	
未処分利益 10,574				

- ・自己資本比率（自己資本÷総資本）の中央値は 62.1%でした。製造業の平均である 37.8%を上回るだけでなく、目標とする 50%も上回り、前年よりも改善しています。
- ・また、安全性を示すその他の指標についても目標値を達成しています。厳しい経営環境下ですが、様々な経営努力が行われており、現時点では経営の安全性は保たれている状況と考えられます。

指標	計算方法	目標値	県中央値 (H27)
自己資本比率	自己資本÷総資本×100	50%以上	62.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	200%以上	726.8%
固定比率	固定資産÷自己資本×100	100%以内	41.8%
固定長期適合率	固定資産÷(自己資本+長期借入金)×100	100%以内	32.7%

## ○ 損益状況

- ・営業利益が黒字の法人は、**22%**（28 法人／130 法人）となり、前年より 9 ポイント増加しました。
- ・同様に経常利益が黒字の法人は、**94%**（122 法人／130 法人）で、前年より 6 ポイント増加しました。
- ・以上の動きは、平成 26 年産の米価下落の影響を受け、さまざまな経営努力を行われた結果だと考えられます。今後とも、個々の集落営農法人において経営の複合化など新たな収益確保に向けた取組を進めることが重要ですが、依然として水稻が主力であることから、法人間連携による機械の共同利用など、コスト低減の取組も考えていく必要があります。



## 5 集落営農法人の発展方向

### (1) 経営の複合化

経営開始当初は、普通作物（水稲、麦、大豆）主体に取り組まれています。が、経営開始4年目を経過する頃から、経営の安定に向けて、野菜等の導入による複合化が図られています。

#### ○集落営農法人による生産状況

年度		H24 産	H25 産	H26 産	H27 産
麦	法人数	77	87	100	125
	面積 (ha)	711	833	942	1,148
大豆	法人数	88	86	92	129
	面積 (ha)	450	465	517	659
野菜	法人数	91	98	101	91
	面積 (ha)	101	101	109	115
たまねぎ	法人数	57	55	49	50
	面積 (ha)	26	28	25	27
キャベツ	法人数	29	36	40	46
	面積 (ha)	21	22	29	33

(農業振興課調査)

※ 表は品目ごとの実績ですが、法人ごとに見ると、いずれかの品目を栽培して複合化に取り組まれている法人は、全体の約7割になります。

#### ○ 経営複合化の視点

水稲以外の品目（大豆、麦、野菜等）は、経営上の収支だけでなく要素（土地利用率の向上、構成員への還元等）も加味しながら、それぞれの品目の特性を踏まえ、導入目的等を検討することが重要です。

##### 【目的】

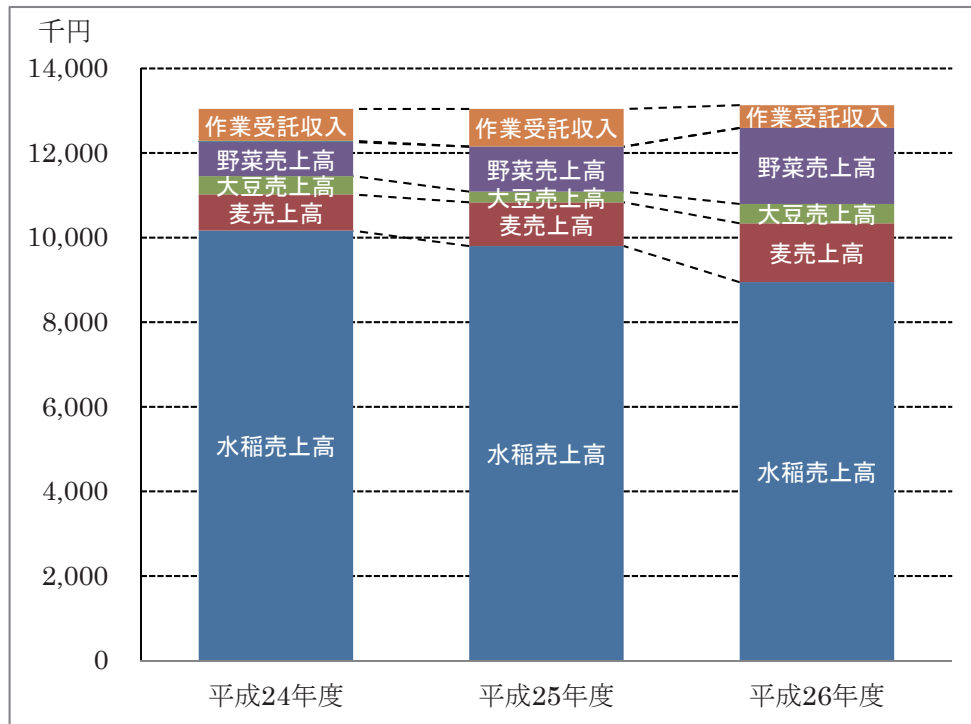
トラクターなど機械の有効活用、資金繰りのための未収益期間の解消、オペレーターなどの農閑期の仕事確保、若者が周年働くことのできる場づくり…など

##### 【品目の選定】

適地適作であるか（地域の産地背景、気象条件や排水などのほ場条件）、他作物との労力競合はないか…など

○ 経営複合型の事例（農事組合法人A）

米価下落の中にあっても、野菜等を拡大しつつ、全体の売上高を伸ばす取組が行われています。



## (2) 人材の確保・育成

**法人構成員の高齢化や規模拡大に伴い、新たな人材を確保しようとする法人が増えつつあります。**

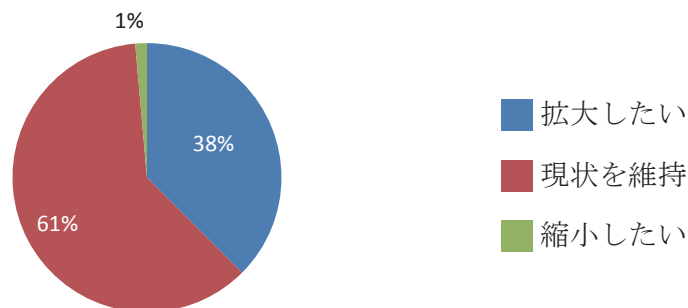
平成 26 年度のアンケート結果では、4 割の法人が 5 年以内に経営規模を拡大される意向であり、8 割の法人が今後新たな人材が必要とされています。

新たな人材の受入時期は「今すぐ」、「1～2年後」を合わせると 6 割となっています。

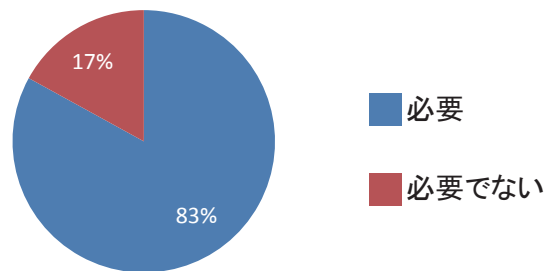
### ○集落営農法人の人材確保等に係るアンケート調査結果

(H26 年度農業振興課調査 回答：143 法人)

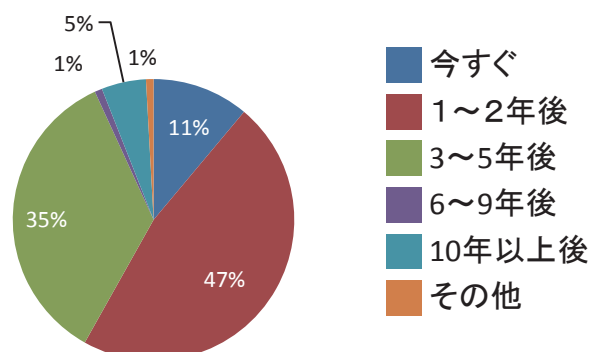
問：今後、5年以内の法人経営について



問：あなたの法人は、今後、新たな人材確保が必要ですか



問：人材確保が必要な場合の受入時期は、いつ頃を予定していますか



## ○県内における新規就農者数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規就農者数（人／年）	76	85	120	90	96	108
自己経営開始	38	29	62	36	53	58
農業生産法人等への就業	38	56	58	54	43	50
集落営農法人への就業	5	14	13	9	18	12



県内外における就業希望者確保に向けた活動（若手法人就業者による情報提供・相談活動）



法人就業希望者への研修  
（やまぐち就農支援塾 法人就業コース）



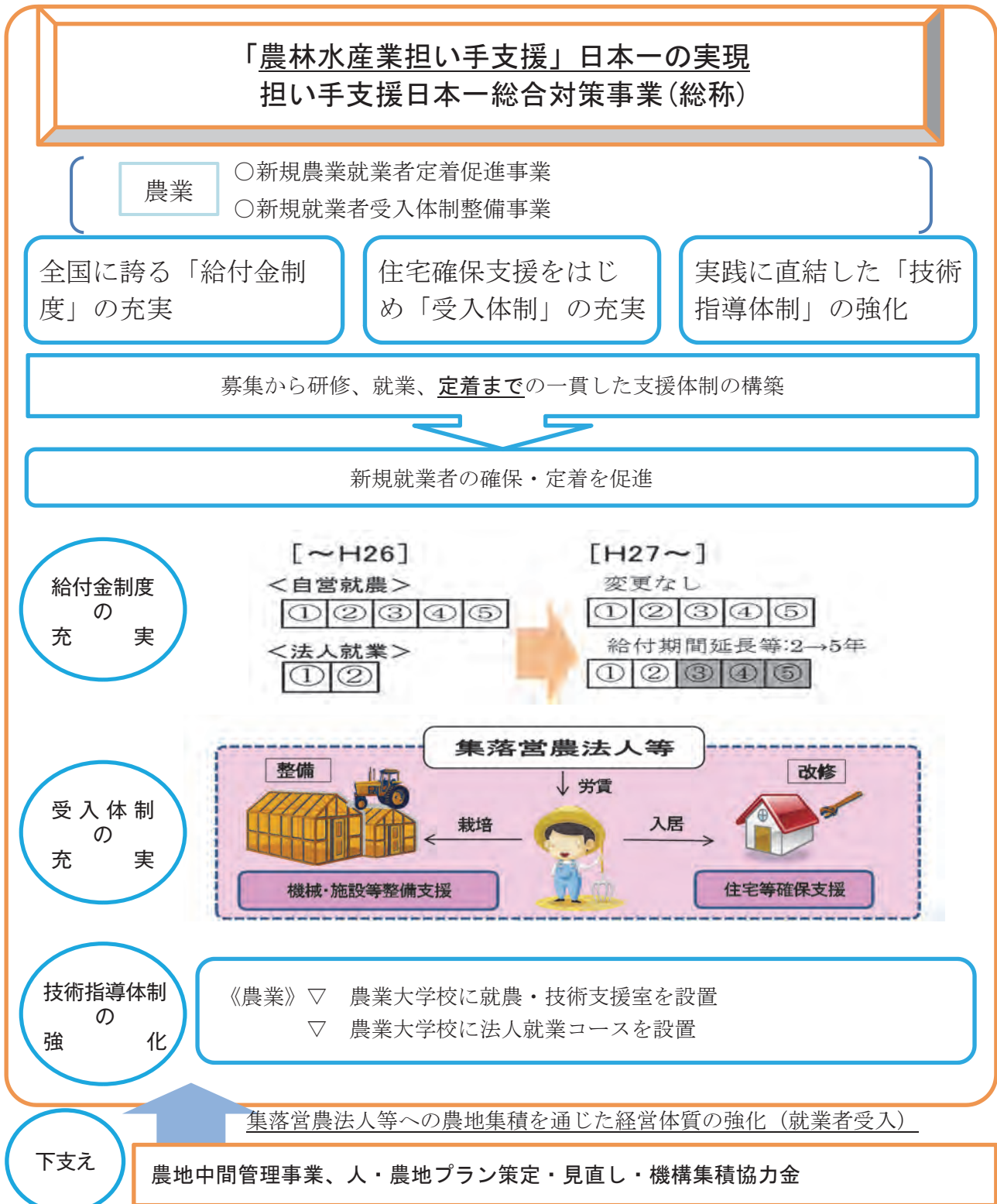
“農業するなら山口県”推進大会



若手法人就業者サークル「百姓練磨の会」の活動

# ○「担い手支援日本一」対策について

平成 27 年度から、県、市町、関係団体が一体となり、集落営農法人等をプラットフォームとして、新規就業者の募集、研修、就業、定着まで一貫した支援体制を構築し、県内外からの確保と就業後の定着を図るための取組を進めています。





### (3) 多様な経営展開の方向

集落営農法人の経営発展方向は、多様な形態が考えられます。  
自分たちの地域資源を確認し、集落営農法人連携協議会の場を活用して  
関係機関と連携しながら、発展形態を検討してください。



## (4) 法人間連携の強化

# 法人間連携の強化による経営発展イメージ

これまでも各地域において機械の共同利用などの様々な法人間連携の活動が行われていますが、今後はその取組を一步進め、法人間の作付調整や作業管理の一元化、各法人単独では難しい新事業の展開などを図りつつ、新たな人材を確保・育成していく取組が考えられます。



ICT利用  
多数の圃場の効率管理  
人材、機械の効率管理



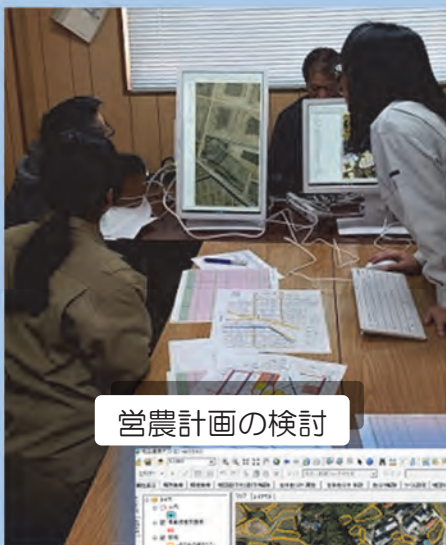
各JA地域法人連携協議会等における取組

- 償却費の低減(コストダウン)
  - ・大型機械の共同装備
- 人材の有効活用
- 経営の複合化・多角化、多業化
- ロットの確保、安定取引

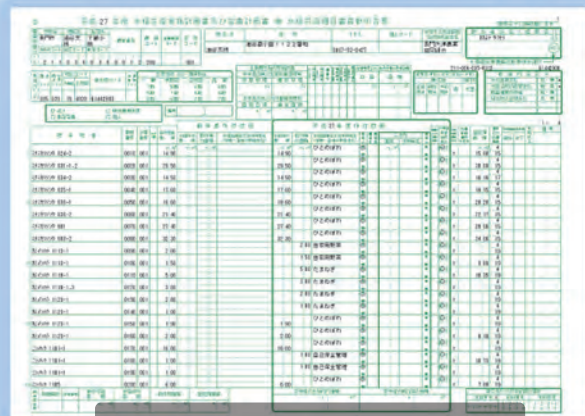
# 効率的な生産体制の確立に向けて・・・

## 広範囲にわたる圃場や大型機械・人材の効率管理を行うための 農作業管理システムの構築

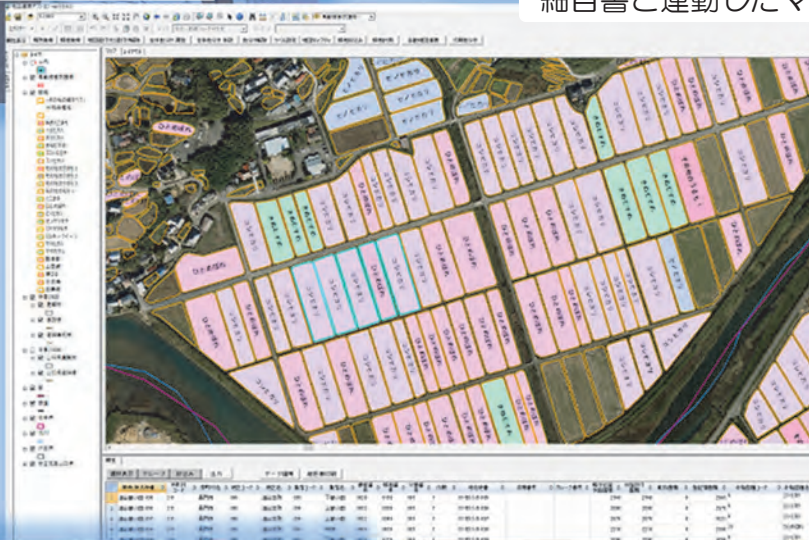
県集落営農法人連携協議会では、平成27年度にICT技術を活用した県独自のシステムを開発しました。現在、生産コスト低減等に向けた効率的な営農生産体制づくりに向け、広域連携組織への導入が進められています。



営農計画の検討



細目書と連動したマッピング



オペレーターへの作業指示



生育状況等の蓄積による後継者育成

## 【参考 1】 山口県集落営農法人連携協議会について

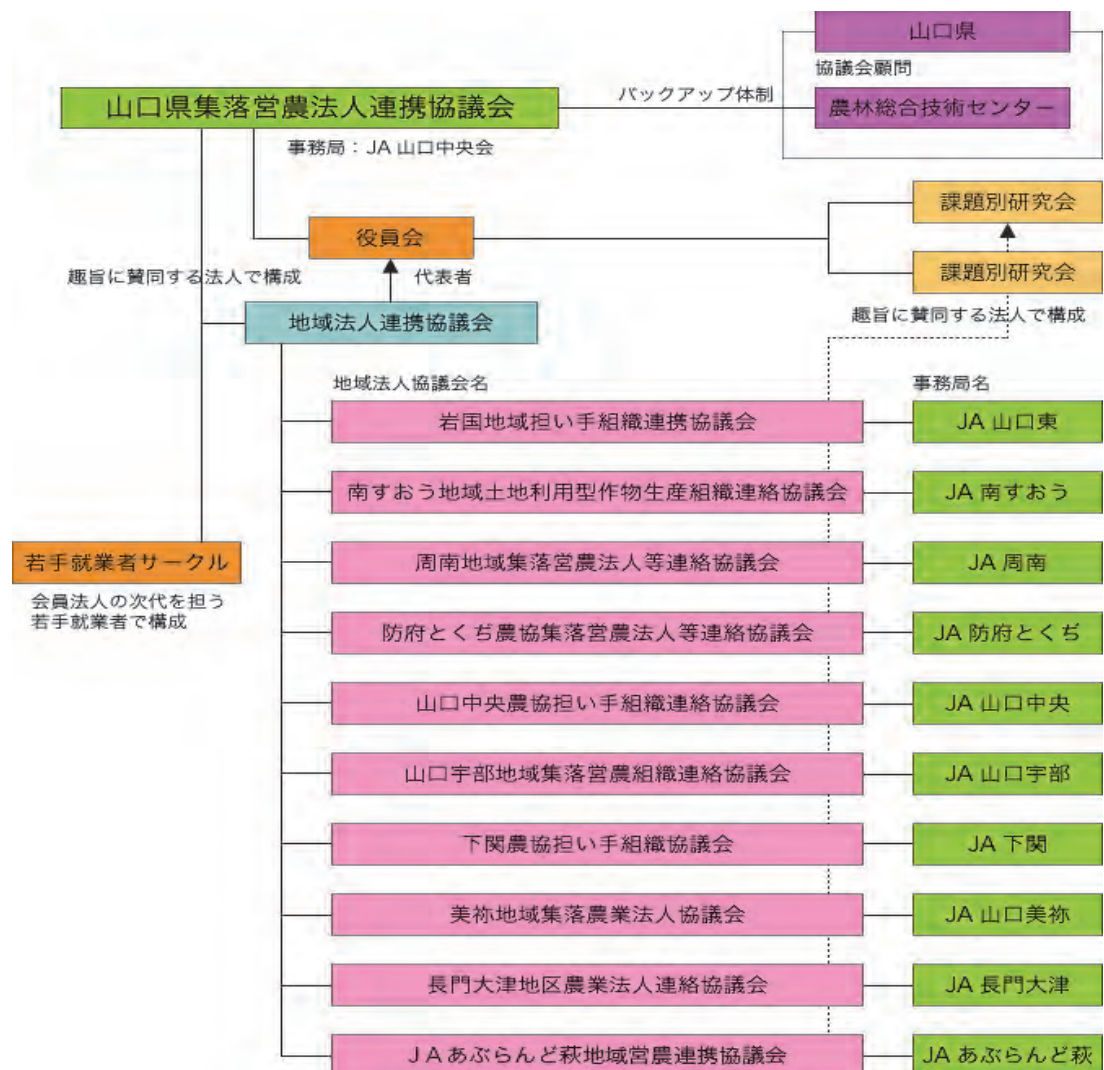
### 1 協議会について

本協議会は平成 21 年に発足し、集落営農法人等の連携強化や経営の安定と発展を目指すとともに、今後法人化を目指す集落営農組織に対する取組みを目的に活動を展開してきました。

現在は、県内集落営農法人の約 8 割の法人にご加入いただき、設立後の集落営農法人等の連携強化や経営の安定と発展を目指すために次の活動を実施しています。

- (1) 県内集落営農法人等の連携・強化ならびに関係機関との連携
- (2) 集落営農法人等の課題解決や経営の安定・発展を図るための情報交換、調査・研究、研修
- (3) 国・県等に対する取組みや施策等の提言
- (4) 法人化を目指す集落営農組織への指導助言
- (5) J A 管内の担い手組織協議会との連携活動

### 2 体制図



### 3 主な活動内容

#### 【各種研修会の実施】

- ・ソリマチ農業簿記研修会や決算・総会研修会により、税理士等の専門家と連携して法人会計実務を支援しています。
- ・研究会活動により法人の抱える課題を抽出し、専門家（社労士等）を交えた研修会を開催するなど、雇用環境の整備等の課題解決に向けた取組を支援しています。



#### 【法人間の交流や情報共有の取組】

- ・集落営農法人優良経営体表彰や研修会における法人の実践報告等により、優良事例の掘り起しや共有を図っています。
- ・会員向けHPの運用や集落法人協だよりの定期的な発行などを行っています。
- ・4県（島根・広島・大分・山口）集落法人等連絡協議会サミットの開催・参加により、県外も含めた集落営農法人等との交流を進め、今後の経営の安定・発展を図るための課題解決に向けた情報交換等に取り組んでいます。



#### 【県やJAグループへの提言活動】

- ・県知事との懇談会や県農林水産部との意見交換会、JAグループ山口との意見交換会などを開催し、施策等に対する提言活動に取り組んでいます。



#### 【次代を担う若手就業者の確保・育成への取組】

- ・県内外の新規就業相談会などに出展し、就業希望者に対する情報発信を行っています。
- ・若手就業者サークル「百姓錬磨の会」の活動を通じ、若者同士の交流や相互研鑽を促進するなど、法人就業者の定着や意識向上などを支援しています。



#### 【地域活動の支援】

- ・各地域の法人協議会が主体となった活動を支援し、地域内における法人間の連携強化や、経営安定・発展に向けた取組を促進しています。



## 【参考2】 農業経営基盤強化準備金制度の概要（平成28年度版）

### 1 制度のしくみ

○ 農業法人が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を損金に算入できます。

○ さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金<sup>(注)</sup>を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

### 2 対象となる交付金

- 経営所得安定対策の交付金
  - ・ 畑作物の直接支払交付金
  - ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金
  - ・ 米の直接支払交付金
- 水田活用の直接支払交付金

### 3 対象者

- 認定農業者（個人・農地所有適格法人）⇔農業経営改善計画
  - 特定農業法人（認定農業者を除く）⇔農業経営改善計画と同様の計画
- ※ 交付金等の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う法人が対象です。

### 4 対象となる農業用固定資産

- 農用地  
農地、採草放牧地  
[基盤法第4条第1項第1号]
- 農業用の建物・機械等
  - ・ 農業用の建物（建設附属設備）※ 農振法の農業用施設用地に限ります。
  - ・ 農業用の構築物
  - ・ 農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）  
(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフトなど

#### 注意！

ただし、トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。  
中古品も対象となりません。

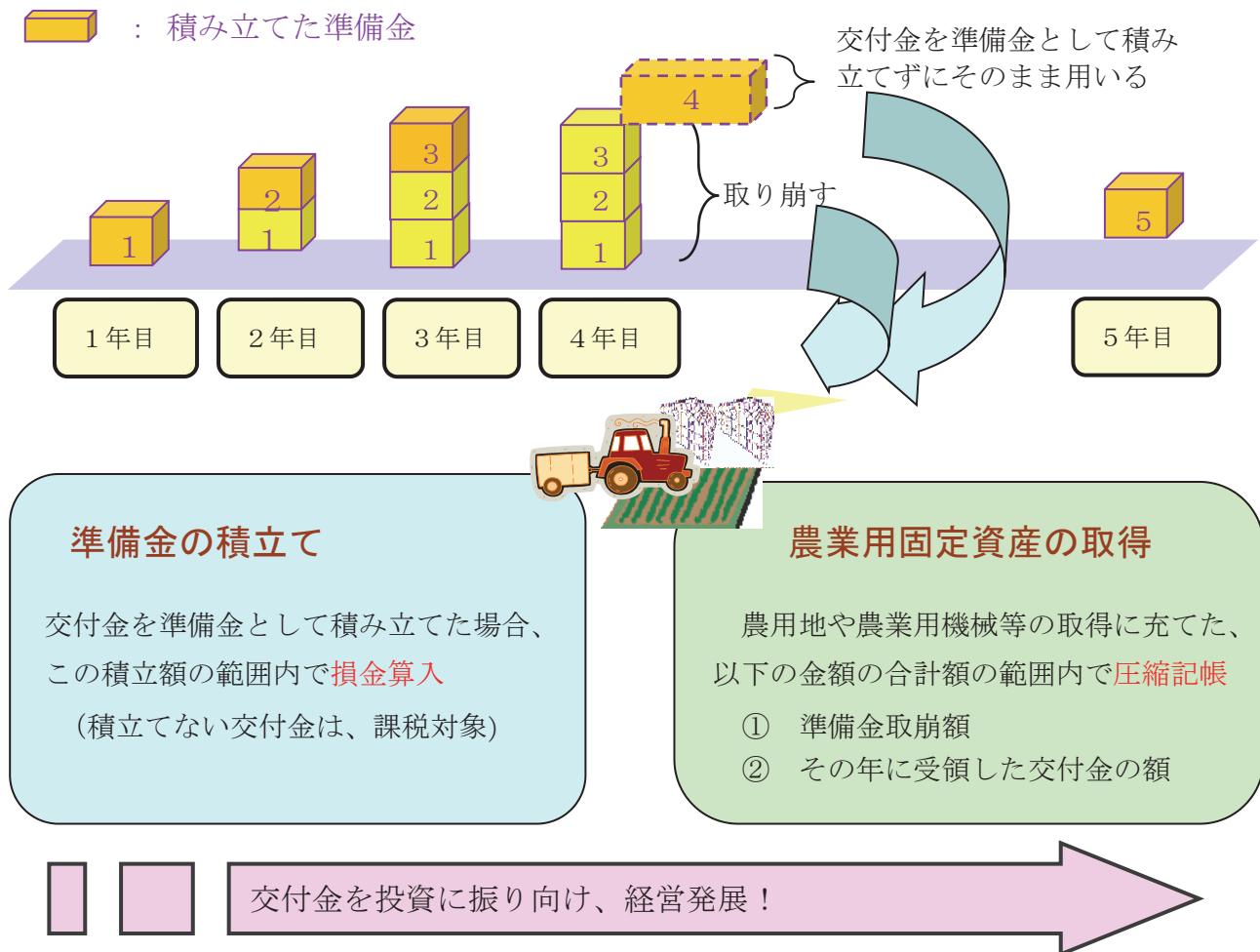
## 農事組合法人による農業経営基盤強化準備金活用の試算例

前提：経営面積 30ha

(単位：千円)

〇〇農事組合法人（従事分量配当制を採用）の決算（法人課税）		
農業経営基盤強化準備金制度の適用	あり	なし
収益 ①	41,000	41,000
うち事業収益	33,000	33,000
うち事業外収益（交付金等）	8,000	8,000
費用 ②（うち農業経営基盤強化準備金繰入額4,000）	32,000	28,000
当期末処分余剰金 ③＝①－②	9,000	13,000
従事分量配当 ④	9,000	9,000
当期利益（課税対象額）⑤＝③－④	0	4,000
法人税納税額（税率×⑤：従事分量配当制の農事組合法人で法人所得800万円以下15%）なお、この他法人税額に4.4%の税率を剩じた地方法人税及び法人住民税が課税されます	0	600

### (例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合

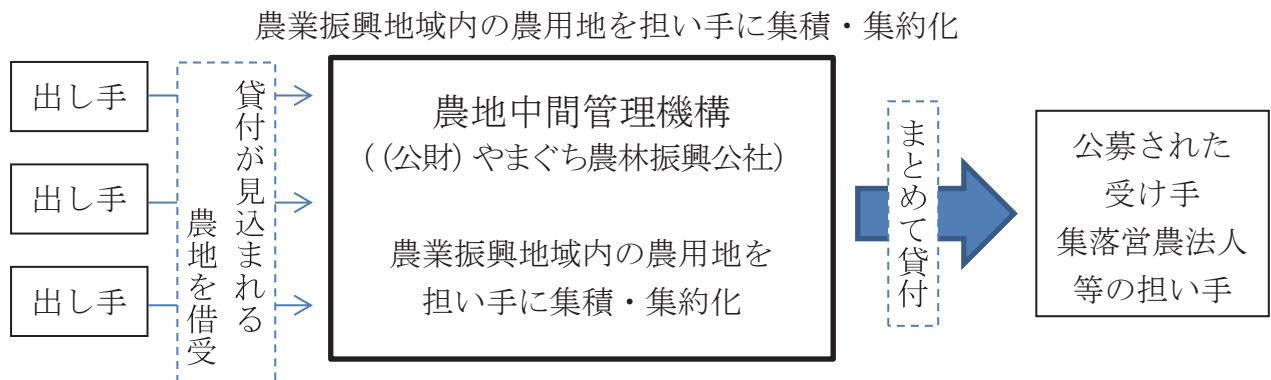


注： 積み立てた翌年度から5年を経過した準備金は、順次、益金に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年度内に対象固定資産を取得すれば、損金に算入できます。

## 【参考3】 農地中間管理事業の活用について

### 1 事業のしくみ

『公益財団法人やまぐち農林振興公社』が山口県の農地中間管理機構（農地バンク）として県の指定を受け、担い手への農地集積・集約化を図るために活動しています。

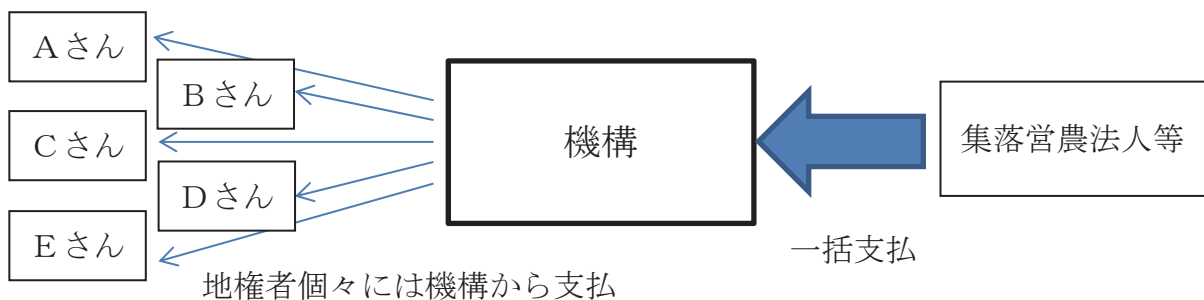


### 2 機構活用のメリット

#### (1) 賃借料支払の効率化

出し手との賃貸借契約は機構が行うため、受け手は機構に地代を一括支払いするだけになるため、大幅な事務軽減を図ることができます。

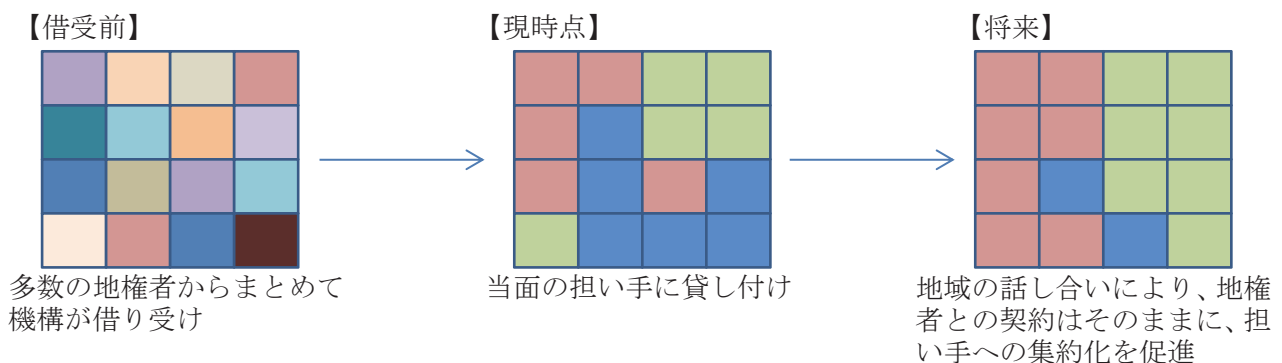
(※受け手が地権者に直接配送できるのであれば、物納契約も可能です。)



#### (2) 地域の将来を見据えた農地利用の効率化

分散錯ほを解消したい地域や、担い手が高齢化した地域では、最も適切な担い手に農地を受け継いでいくための話し合いが望まれます。

その際、機構を活用した地域では、地権者との契約はそのままに、機構から受け手への契約を変更することでスムーズに利用権が移行できます。



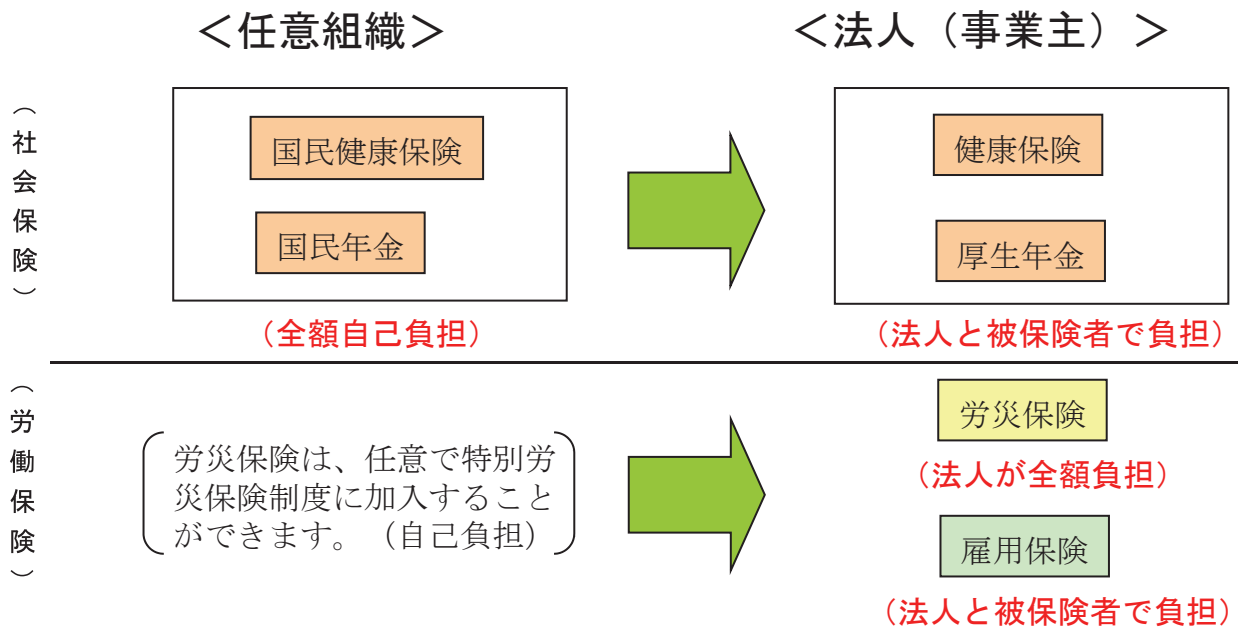


## 【参考4】

## 社会保険への加入

- 組織運営を円滑に進めるには、役員をはじめ、経営を支えるオペレーター、経理担当などが安心して作業等に従事できるような環境にすることが適当です。
- 任意組織のときには、構成員が全額自己負担で社会保険（国民健康保険、国民年金）に加入していますが、法人化すれば、法人は事業主として、社会保険（健康保険、厚生年金）労働保険（労災保険、雇用保険）が適用されます。  
※

※ 農事組合法人の事業従事者従事分量配当を受けている組合員は、自ら事業を行っている扱いとなるので、任意組織のときと扱いは同じです。



(注1) 社会保険（健康保険、厚生年金）については、健康保険法・厚生年金保険法上、法人であれば強制的に適用されることになっています。ただし、法人に従事しているすべての者が被保険者になるわけではありません。常用的使用関係にある者が被保険者になりますが、集落営農法人の場合、法人から給与の支払いを受けている者であっても、通年雇用により従事している者、短期的に農作業等に従事する者など様々な形態がありますので、社会保険労務士など専門家に相談した上で加入手続を進めることが適当です。

(注2) 労災保険については、任意組織では、雇用者5人未満は任意加入です。法人は、労働災害補償法上、法人から給与の支払いを受けている者があれば強制的に適用されることになっています（法人の役員でもオペレーター等を担当する場合には特別加入することができます）。

(注3) 雇用保険については、任意組織では、週20時間以上、31日以上雇用関係のある者などの条件があります。法人は、雇用保険法上、法人から給与の支払いを受けている者があれば強制的に適用されることになっていますが、社会保険と同様に、すべての者が被保険者となるわけではなく、雇用形態によって対応が異なりますので専門家に相談することが適当です（法人の役員は原則として対象となりません）。

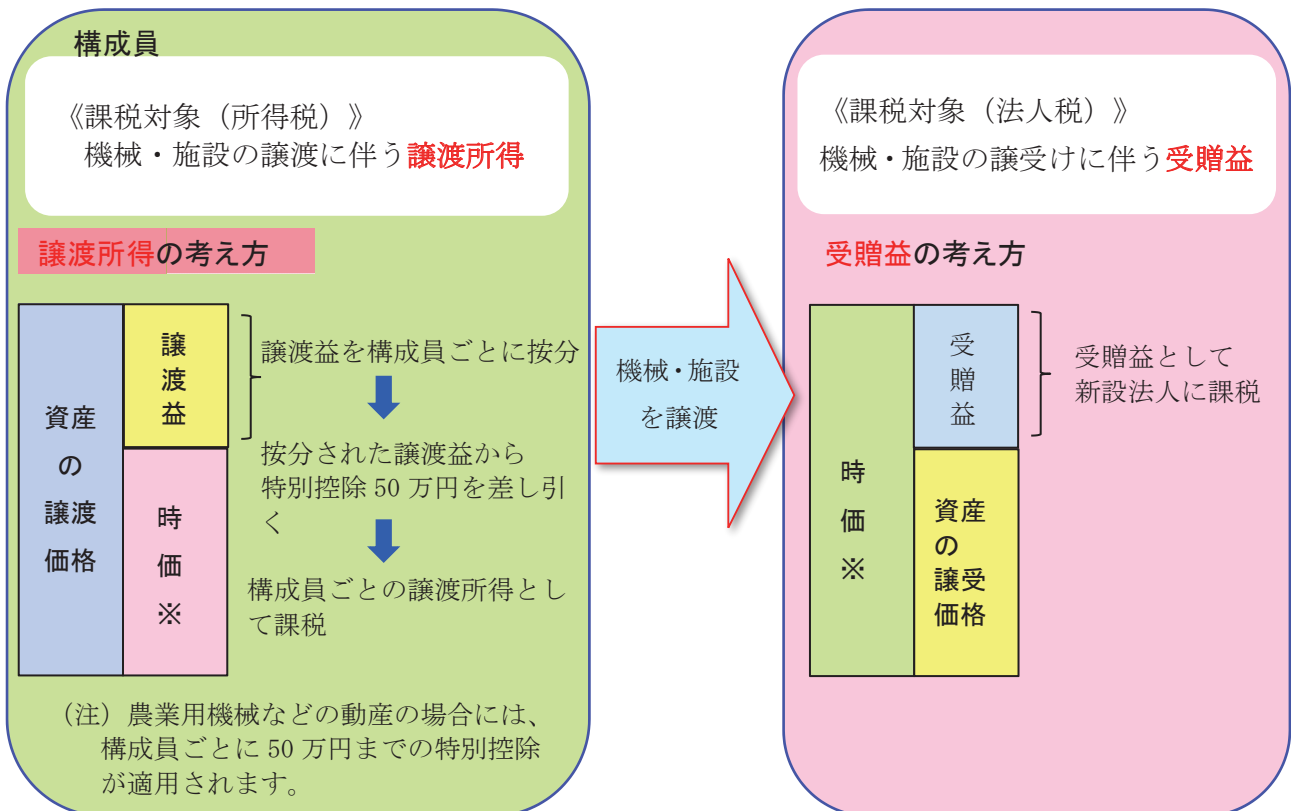
【参考5】任意組合で取得した機械を法人化により引き継ぐ場合の留意事項

- 任意組織で取得した農業用機械・施設を、新設した集落営農法人に譲渡する場合には、任意組織の構成員に対する所得税、新設法人に対する法人税の負担が生じる場合があります。

任意組織が新設法人に機械・施設を譲渡した場合の課税の考え方

《任意組織》

《新設法人》



※ 時価は、通常は譲渡時の簿価（取得時の簿価から、機械・施設の法定耐用年数に応じて定額法又は定率法により計算した経過年数分の減価償却費を差し引いた価格）と一致しますが、機械・施設が補助金を受けて取得したものである場合は、補助金相当額が圧縮記帳されるため、時価と譲渡時の簿価が一致しないことがあります。

(参考) 法定耐用年数：トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械は 7 年、コンクリート造、金属造の構築物は 14 年等

出典：平成 25 年 5 月農林水産省資料「集落営農の法人化に向けた話し合いを進めましょう」

【参考6】 経営所得安定対策の概要（H29年度版）

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 【水田・畑地共通】

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

**数量払** 29～31年産の平均交付単価

生産量と品質に応じて交付

対象作物	平均交付単価
小麦	6,890 円/60kg
二条大麦	5,460 円/50kg
六条大麦	5,690 円/50kg
はだか麦	8,190 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180 円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/t
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

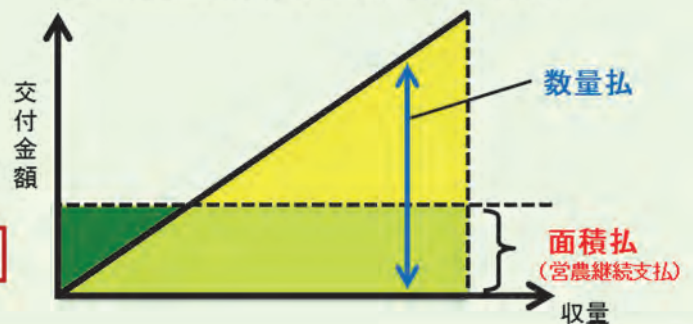
注1: てん菜の基準糖度は、16.3度  
注2: でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

**面積払（営農継続支払）**

当年産の作付面積に応じて、数量払の内金として交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）

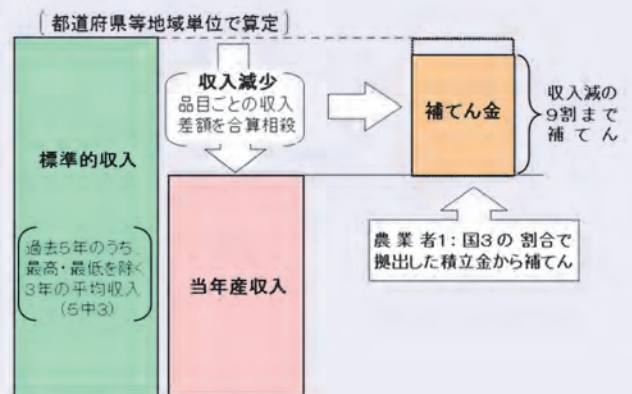
＜数量払と面積払（営農継続支払）との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん。  
(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)  
積立金は掛け捨てではありません。



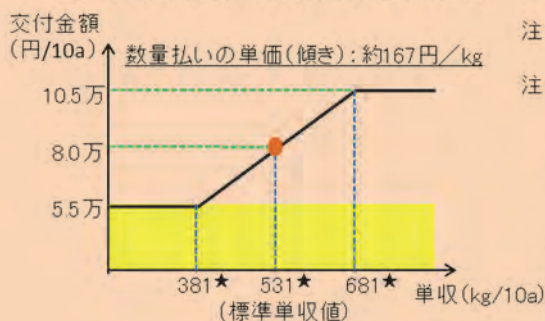
## 水田活用の直接支払交付金

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

#### <飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2：★は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用します。なお、各地域における標準単収値を当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

#### <標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{配分単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

### 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

## 米の直接支払交付金【29年産まで】

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

**7,500円/10a**

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、**29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)**

参考：平成29年度経営所得安定対策等の概要（農林水産省）

## 集 落 営 農 法 人 の す す め

---

平成29年（2017年）3月 第5版

発行 山口県集落営農法人連携協議会、山口県地域農業戦略推進協議会  
(TEL083-973-2224) (TEL083-973-2215)  
〒754-8585 山口市小郡下郷2139番地

---